

(3) 適性評価の実施状況

ア 内閣官房（内閣情報調査室）からの説明聴取及び質疑

行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表 2-3》 適性評価の実施状況（令和 3 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）

項 目		件 数 等
○実施機関数		24 機関
○実施件数		27,602 件
	行政機関の職員等	26,485 件
	適合事業者の従業者	1,117 件
○評価対象者が同意しなかった件数		3 件
	行政機関の職員等	3 件 (防衛省)
	適合事業者の従業者	0 件
○同意を取り下げた件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数		0 件
	行政機関の職員等	0 件
	適合事業者の従業者	0 件
○苦情件数		0 件

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

《表 2-4》指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表（令和 3 年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 <sup>※1</sup>	令和 3 年中の適性評価実施件数 <sup>※2</sup> (うち行政機関の職員等)		特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 <sup>※3</sup> (うち行政機関の職員等)	
国家安全保障会議	○	0	0	(0)	0	(0)
内閣官房	○	144,416	622	(370)	1,945	(885)
内閣法制局	－	3	0	(0)	3	(3)
内閣府	○	4	48	(48)	107	(107)
国家公安委員会	○	0	0	(0)	0	(0)
警察庁	○	39,389	975	(975)	3,558	(3,558)
警察庁		39,291	217	(217)	649	(649)
都道府県警察	－	58	758	(758)	2,909	(2,909)
(行政文書を重複して保有)		40	－	－	－	－
金融庁	○	0	3	(3)	9	(9)
消費者庁	－	0	7	(7)	16	(16)
総務省	○	52	18	(18)	73	(73)
消防庁	○	0	11	(11)	22	(22)
法務省	○	3	7	(7)	23	(23)
出入国在留管理庁	○	3	15	(15)	36	(36)
公安調査庁	○	25,441	69	(69)	245	(245)
外務省	○	133,116	290	(269)	1,267	(1,229)
財務省	○	5	74	(74)	219	(219)
文部科学省	－	0	50	(46)	97	(77)
厚生労働省	○	0	1	(1)	11	(11)
農林水産省	－	0	5	(5)	48	(48)
水産庁	－	0	15	(15)	52	(52)
経済産業省	○	0	53	(53)	144	(144)
資源エネルギー庁	○	0	6	(6)	14	(14)
国土交通省	－	3,726	36	(36)	100	(100)
気象庁	－	0	8	(8)	12	(12)
海上保安庁	○	22,266	186	(186)	754	(754)
環境省	－	0	10	(10)	10	(10)
原子力規制委員会	○	0	0	(0)	34	(34)
防衛省	○	205,454	24,376	(23,987)	123,234	(122,282)
防衛装備庁	○	300	717	(266)	2,264	(890)
合 計	20	574,178	27,602	(26,485)	134,297	(130,853)

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※ 1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（令和 3 年 12 月 31 日時点）より抜粋。

※ 2 令和 3 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

※ 3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（令和 3 年 12 月 31 日時点）より抜粋。

問1. 国会報告には「適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件」との記載がある。3件しかないことについて、どう評価しているか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内調の制度担当としては、不同意の理由等を個別に聴取しているわけではないので、どういった理由かは必ずしも明らかではない。
- ・特定秘密保護法施行以降、同意する者がほとんどであって、不同意が「3件」ということをもって、これまでと比べて特に変わった状況が起きているとは考えていない。

問2. 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の導入が議論されている。これを受けて、特定秘密保護法上の適性評価制度についても見直しを行う予定はあるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適性評価制度は適切に実施されており、特段現時点で何か見直しを行うことは考えていない。
- ・経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランスについては政府内の担当部署で検討がされているものと承知しており、現時点で予断を持って回答することは差し控えたい。

問3-1. 防衛省における「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」は職員の約半数に当たる12万人以上である。この数は、特定秘密の性質上、多過ぎるのではないか。逆に言うと、この人たちが扱う内容は、本当に特定秘密に相当するものなのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・制度担当としては判断できる立場にはないが、この数は適性評価を受けた者のストックであって、現に取扱いの業務を行っている者の数とは必ずしも一致しない。特定秘密を取り扱うことができる、いわば適性評価を通った者の数である。
- ・各行政機関において、特定秘密に携わる職員が適切に配置されているものと考えている。

問3-2. 適性評価が甘い形で行われていないか懸念がある。適性評価を  
通っている人の数がこれだけ多いが、しっかり調査がなされて  
いると言えるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法における適性評価制度は、法律で調査できる項目が定められており、閣議決定された運用基準において調査方法が決められている。法令に基づいて、やるべきところはしっかり評価して、総合的に判断している。

問4. 適性評価で不適格となった者がほとんどいないことを、どのよ  
うに評価しているか。適性評価が甘いものになっているのではな  
いか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・各行政機関が、法律で定められた項目についてやるべき調査を行い判断しているということであるので、制度担当としては、それぞれの行政機関がしっかり判断していると考える。

問5. 職員の半数が適性評価を通り、審査で引っかかる人もいないの  
は不自然であり、制度として懸念がある。適性評価の基準が甘く  
ないか、よく検討する必要があるのではないか。意見として指摘  
したい。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘は受け止めさせていただく。

## イ 関係行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

### (7) 国家安全保障会議（令和5年3月6日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の議長及び議員は、内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされていることから、適性評価を行っていない。

### (4) 内閣官房（内閣情報調査室）（令和5年3月6日、3月27日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は、国家安全保障局及び事態対処・危機管理担当を含め、内閣情報調査室が一括して実施している。

内閣官房では、職員に対して370件、適合事業者の従業者に対して252件、計622件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

### (5) 警察庁（令和5年3月27日審査会）

#### 政府参考人からの説明概要

令和3年中の適性評価の実施件数は、警察庁が217件、都道府県警察が758件、計975件である。

### (1) 総務省（令和5年3月27日審査会）

#### a 政府参考人からの説明概要

令和3年中、適性評価を実施した職員の数は18名、適合事業者の従業員数は0名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数も0件である。

#### b 主な質疑及び答弁の概要

問1. 適合事業者の従業者に対する適性評価の件数が0件というのは、  
どういうことか。

[令和5年3月27日審査会]

#### [答弁概要]

- ・総務省が特定秘密に指定している在日米軍の周波数に関する処理は、全て総務省本省で行っており、適合事業者は取り扱っていないためである。

問2. 総務省は、サイバーセキュリティ統括官を置くなど、サイバーセキュリティ政策を推進する上で重要な役割を担っている。その割には、適性評価を実施した職員の数が少ないように思うが、大丈夫か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバーセキュリティに関する特定秘密の取扱い業務を行っている者の数は、令和3年12月末時点では〔不開示情報〕名である。そういう意味では人数を絞った形になっている。
- ・サイバーセキュリティに関する特定秘密の取扱者数は増えており、令和4年12月末時点では〔不開示情報〕名になっている。

問3. 自治行政局長を特定秘密管理者に加えて、自治体のシステム調達に関して経済安全保障上の観点から見ていくという話があったが、自治行政局で実際に特定秘密を扱う職員数が〔不開示情報〕名で、本当に対応できるのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和4年12月時点では、自治行政局において特定秘密の業務に従事する職員として〔不開示情報〕名を配置している。

問4. 特定秘密を取り扱っている職員の数からしても、総務省の電波に対する考えがあまりにも軽いように思える。今、ウクライナでは、電波を探る情報合戦を行っている。それだけ、ドローンなど新しい武器の電波に関する情報は、非常に重要である。いかに電波が重要であるのか、総務省は理解しているのか。もっと危機感を持って対応してほしい。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・電波関係は総合通信基盤局の担当であり、特定秘密を取り扱う者は〔不開示情報〕名である。同時に、自衛隊の電波を担当する職員も含めた場合、特定秘密を取り扱う者とは別に、重要無線室という組織を設けて対応している。組織体制はこれまで拡充してきており、特定秘密を取り扱う職員数よりもはるかに多い人数で対応している。

(オ) 法務省（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に適性評価を実施した職員は7名である。同年中に適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。また、令和3年末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は23名である。

(カ) 出入国在留管理庁（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に適性評価を実施した職員は15名である。同年中に適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。また、令和3年12月末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は36名である。

(キ) 公安調査庁（令和5年3月27日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和3年中、69人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和3年12月末時点で245人である。

b 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 公安調査庁が保有している特定秘密文書は約25,000件であることを考えると、適性評価を受けている職員数が少ないのではないか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国内及び国外の情報を分析するための部署があり、各部署に分析の専門家を配置して対応している。もちろん、毎年増員の要望を行っているが、しっかり対応していると考えている。

問1-2. 公安調査庁の職員数はどのくらいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・定員は約1,800人である。

(ク)-① 外務省（大臣官房）（令和5年4月10日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

外務省（全体）では、令和3年中に290件の適性評価を実施した。その内訳は、職員が269件、適合事業者が21件である。評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数は0件である。また、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は共に0件である。

b 主な質疑及び答弁の概要

問1. 在外公館において特定秘密の業務を行っている者の実数について、なぜ「不開示情報」なのか、説明してほしい。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外務省としては、外-1から外-46までの特定秘密を扱っており、その特定秘密の内容に応じて「不開示情報」ということである。

問2. 在外公館には、適性評価を受けて暗号を扱う者が必ずいると考えてよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・大臣官房が指定している暗号に関する特定秘密は、暗号のアルゴリズムに係るものである。
- ・在外公館の各館には通信担当官がいるが、「不開示情報」、特定秘密を扱うということにはならない。
- ・アルゴリズムを扱う者は「不開示情報」。「不開示情報」日常的にシステムのメンテナンス等を行っている者は、そういった情報には携わらない。

問3. 在外公館において、特定秘密に当たる情報を収集した場合、当然、その情報を暗号化した公電で本省に送ることになると思うが、適性評価を受けた者が送るということでよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕



- ・基本的に、情報収集をして、それが特定秘密に該当するというようなことになった場合には、もちろん特定秘密を扱う担当者だけが扱えるということになるかと思う。

(ク)-② 外務省（国際情報統括官組織）（令和5年4月10日審査会）

主な質疑及び答弁の概要

問1. 在外公館における情報収集や職員に対する適性評価は、どうなっているのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

（大臣官房）

- ・[不開示情報] である。

問2. 本当に情報収集できているのか。想定外のことが起きたらどうするのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

（大臣官房）

- ・[不開示情報] と考えている。
- ・在外公館においても日々情報収集活動をしているが、必ずしも全てが特定秘密に該当するというものではない。
- ・在外公館で収集している情報が特定秘密に当たるかどうかということは、まさに特定秘密の基準に合致するかどうかというところを勘案して指定されるということである。

(ク)-③ 外務省（アジア大洋州局）（令和5年4月10日審査会）

主な質疑及び答弁の概要

問. 日台交流協会職員は特定秘密を取り扱うことができるのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日本台湾交流協会の職員は、行政機関の職員には該当しない。

(ク) 経済産業省（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に、合計53名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

(コ) 海上保安庁（令和5年3月27日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に実施した職員に対する適性評価の件数は、職員に対して186件、適合事業者の従業員に対して0件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも0件であった。

(ク) 防衛省（令和5年1月20日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に、防衛省の職員に対して23,987件、適合事業者の従業員に対して389件、計24,376件の適性評価を実施した。

また、同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は3件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

なお、令和3年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が122,282人、適合事業者の従業員が952人で、計123,234人である。

(ク) 防衛装備庁（令和5年3月6日審査会）

a 政府参考人からの説明概要

令和3年中に、防衛装備庁の職員に対して266件、適合事業者の従業員に対して451件、計717件の適性評価を実施した。

また、評価対象者が同意をしなかった件数、評価対象者が同意を取り下げた件数及び評価対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

なお、令和3年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛装備庁の職員が890人、適合事業者の従業員が1,374人である。

## b 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 他国と防衛装備品を共同開発等する場合に、今日、民間部門のセキュリティ・クリアランス制度がないことによって具体的な支障は生じていないのか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・国際共同開発においては、まず国と国との間でGSOMIA<sup>20</sup>といった協定を締結し、その後、それぞれの国の国内法に基づいて手続をし、当該情報を保護することになる。日本であれば、他国から特定秘密と同等のものを提供されると、当該情報を政府が特定秘密に指定し、それを適合事業者が特定秘密として提供することになる。
- ・適合事業者の従業者は適性評価、すなわちセキュリティ・クリアランスが付与されているので、その意味で民間部門のセキュリティ・クリアランス制度がないことによって、特段問題は生じていない。
- ・ただし、民間の産業の情報保護に関して、いろいろな議論があることは承知している。

問1-2. 特定秘密の提供を相互に受ける相手国は、日本の現在のクリアランス制度でよしとしているのか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・例えば、次期戦闘機の共同開発国であるイギリス、イタリアとは、日本の現在の制度とそれぞれの国の制度が実質的に同等であるというふうにお互いに認め合っており、不便はない。

問2-1. 適合事業者の従業者に対する適性評価は、プライム企業に限らず、プライム企業からデータを渡されて部品等を製造しているような子請企業や孫請企業の従業者などにも実施しているか。

[令和5年3月6日審査会]

### 〔答弁概要〕

- ・適性評価を受けているのは、プライム企業の従業者だけではない。我々が主契約するプライム企業のいわば下につく企業であっても、適合事

<sup>20</sup> 軍事情報包括保護協定 (General Security of Military Information Agreement) のこと。

業者にはなり得る。

- ・その場合は、三者（防衛装備庁・プライム企業・子会社）で契約を結び、その契約に基づいて、適合事業者の認定とその従業者としての適性評価を受けることになる。それによって特定秘密保護法の対象になり、仮に、情報を漏らせば漏えいに当たるし、それは仕事を辞めた後も法の適用が及ぶことになるので、特定秘密を守ることができる。

問2-2. 例えば、戦車を製造するのに1,000社の下請企業が関わると言われている。何か防衛装備品を製造するとき、これらの下請企業も特定秘密を取り扱う可能性が出てくるはずなのに、防衛装備庁の適合事業者の数はあまりに少なくないか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密に該当するような装備品の設計や性能の全体像を把握しているのは、プライム企業とコンポーネント企業（部品製造事業者）の一部ぐらいである。それより先の下請企業になると、部材ごとの発注になり、特定秘密が何か分からないような形にまでばらした上で発注している。
- ・下請企業の中でも、「特定秘密」を渡すところ、その下の「省秘」を渡すところ、さらに下の「注意」を渡すところと段階的になっている。したがって、特定秘密を提供する企業は少なく、秘密の度合いが低くなるほど、企業の裾野は広がり件数が増えていく。

問3. 防衛装備品の製造に関わる一人親方のような個人に対しても、事前に身辺調査をするのか。例えば、どこかの国と通じていないかなど、派遣社員に至るまでしっかりと調査を行っているのか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密保護法に基づいて、適性評価を実施している。その認定の際には、関係する行政機関の協力も得ながら、しっかりと調査を行っている。

問4. 防衛装備庁は、これまで職員及び適合事業者の従業者に対し、約4,700件の適性評価を実施してきた。一方で、不適格とされた者は、全省庁の職員の中でも6人であり、適合事業者の従業者の場合は0人である。適性評価の信頼性についてどのように認識しているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・適合事業者の従業者に対する適性評価に際しては、法の規定に基づき、必要な調査を行っている。
- ・不適格者が少ない点については、企業の方で配慮した上で、日頃からの勤務状況等、規範を遵守する意識が十分な方を選んで適性評価を受けさせているのではないかと理解している。

問5. 適性評価を行った適合事業者の従業者の中に、派遣労働者は含まれているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・派遣労働者については、[不開示情報]。

○委員からの指摘事項

- ・下請企業の適性評価については、きちんと実施されているか心配である。より厳格にチェックしていく必要があるのではないか。